

三郷市立保育所 防災ハンドブック



2019年4月

2021年6月 一部改訂

2024年9月 一部改訂

はじめに

このハンドブックは、保育所に勤務する職員が日ごろから防災に関する準備や知識を深め、いざ発生した際に適切な行動をとることで、災害から子ども達を守ることを目的として作成しました。また、保護者のみなさまには、保育所の災害対応を知っていただくことにより、いざ災害が発生したときには、子ども達の安否状況がスムーズに確認出来る等、保育の安全・安心につながる取り組みとしてご理解いただければ幸いです。

災害はいつ起きるか予想のつかないものです。保育所と保護者が協力し、防災意識を高めましょう。

目 次

身の回りの防災・点検	1
避難場所・経路	5
三郷市水害ハザードマップ	11
保護者との連携	12
災害時の対応《火災》.....	13
《地震》.....	14
《風水害》.....	15
《竜巻》.....	16
《不審者発見・侵入 不審物の発見》..	17
保育の再開に向けて	18
こころのケア	19
緊急時安否確認・情報源・連絡手段	20
災害対策本部連絡先	21
閉庁日における連絡先	

■身の回りの防災・点検

建物・ガラス戸・園庭



①建物、塀、門扉、大型遊具など、災害の時に危険があるものは専門家による耐震耐火診断を受ける。問題点があれば対策が必要。

②ガラス戸には、飛散防止シートを張るなどしておく。

出入口・避難通路



①出入り口や廊下、非常用すべり台などの近くに物は置かず、避難ルートはすぐに使えるようにしておく。

②避難ルートに、怪我のもとになるような危険（床板が腐っている、釘が出ている、階段の滑り止めが無いなど）がないか点検をする。

大型機器類



①ロッカー、本棚、くつ箱などは天井面に金具などで固定し転倒を防ぐ。

②テレビなどのオーディオ機器は転倒防止器具で固定しておく。

③ピアノや、オルガンなどはキャスター部分を固定しておく。

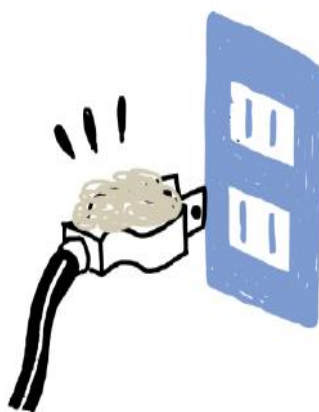
④本棚の上など、高いところに物は置かないようにする。

調理室



- ①冷蔵庫、食器保管庫などの大きな電化製品は倒れないように固定する。
- ②ガス栓、ガス管が壊れたり老朽化していないか確認をする。
- ③電気コード、ガスホースなどは足に引っかからない様にまとめておく。
- ④ガスを使用しない時には、こまめに元栓を閉める習慣をつける。

火元



- ①ストーブの周辺に燃えやすい物は置かないようにする。
- ②給湯室のガス栓、ガス管が壊れたり老朽化していないか確認をする。
- ③電気コードやコンセントが壊れたり老朽化していないか確認をする。
- ④コンセントの周囲にホコリをためないようにする。

消火設備



- ①消火器は落下・転倒しないように置く。
- ②職員に消火器の設置場所と使用方法を繰り返し指導する。
- ③消火器の使用期限が切れていないか確認をする。
- ④半年に1回は検査を受ける。

非常用持ち出し袋の準備



- ①非常用持ち出し品をリュックにまとめておく。
 - ②各保育室の持ち出しやすい場所に非常用持ち出し袋を備えておく。
 - ③薬や食品は、年に一回（例：年末に）消費期限を確認し、古くなったものは交換する。
- * 電源や電池不要な懐中電灯や携帯電話の充電器など、便利な防災グッズをチェックして、必要なものはたしておく。

あると便利！持ち出しチェックリスト

☐ ウェットティッシュ



☐ お菓子



☐ おしりふき



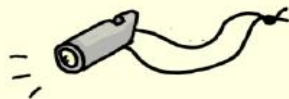
☐ おんぶ紐



☐ ビニール袋・ゴミ袋



☐ ホイッスルライト



☐ 哺乳瓶



☐ ミネラルウォーター（軟水）



☐ 懐中電灯



☐ ガムテープ



☐ 関係機関一覧表



☐ 救急用品



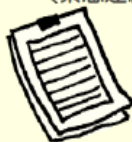
☐ 軍手



☐ 携帯用ラジオ



☐ 児童名簿（緊急連絡先）



☐ ヘルメット



☐ マジックペン



↑
災害時、職員は
全員ヘルメットを着用

備蓄できる食品・日用品の準備



①園内に、最低3日分の必需品を備蓄しておく。

②薬や食べ物は、定期的に消費期限を確認し、古くなったものは入れ替えて補充する。

③個々のアレルギーの状況を確認しアレルギー対応食品等を備蓄しておく。

※0歳児用備蓄品については、担任が毎年確認する。

あると助かる日用品

□オマル



□ガスコンロ



□防寒具



□ポリタンク



□ランタン



□避難車



□アルファ米



□お菓子
(ビスケットなど)



□缶詰・レトルト食品



□ミネラルウォーター



上口保育所 避難経路

三郷市立 彦成小学校



※所要時間…徒歩約25分

- ・避難想定場所の彦成小学校まで距離があるため、災害状況にもよるが、原則として保育所待機とする。
- ・避難ルートは道幅が狭く、見通しの悪い交差点が各所にある。

丹後保育所 避難経路

三郷市立 前間小学校



※所要時間…徒歩約10分

- ・ルート1 交通量の多い県道、危険交差点あり。
- ・ルート2 前間小付近に高い壁があり、崩落に注意する。

高州保育所 避難経路

三郷市立 高州小学校



※ 所要時間 徒歩約 10分

- ・保育所周辺、特にルート1は豪雨時冠水に十分に注意しながら避難する。
- ・ルート2は道幅が狭いため、車などに注意する。

さくら保育所 避難経路

三郷市立 桜小学校



※所要時間…徒歩約8分

- ・大地震の際、電柱の倒壊、団地建物の崩落に十分注意する必要がある。



※所要時間…徒歩約15分

- ・ルート上には用水路があり、転落に注意する。
- ・彦郷小へは、いずれのルートも大きな道路を横断することになるため、通行に十分に注意する。
- ・豪雨時、保育所前道路の冠水に注意する。



※所要時間…徒歩約10分

- ・交通量が多い道路のため、歩行に注意する。
- ・住宅街の電柱、街路樹の倒壊に注意する。
- ・停電時、交差点の信号に注意する。

■三郷市洪水時ハザードマップ



■保護者との連携

連絡手段の共有



①災害時に電話がつかないことを予想し
てあらかじめ複数の連絡手段を決め、保護者に知らせておく。

②すぐに情報が伝えられるように、いくつか
の事態を考えた定型文を用意しておく。

避難場所や引き渡しルールの共有



①避難場所を保護者と共有しておく。
引き渡し名簿を作成しておく。

②保護者との間で、引渡し時のルール
を決めておく。引き渡し訓練も実施
してみる。

保育中に警戒宣言が発令されたら



①子どもたちを安全な場所（あらかじめ決めて
おく）に、集める。

②自治体や警察などの広報、ラジオ、テレビな
どから情報を集める。

③ストーブなどの使用中の火を消し、元栓を閉
める。

④バケツなどに水をくんで非常用水を確保する。

⑤非常用持ち出し袋を持つ。

⑥状況に応じて、保護者と連絡を取り、子ども
の引き渡しをする。

■災害時の対応《火災》

【火災発生】

発見者

- ・ 大声で知らせる
- ・ 非常ベルを鳴らす



消防署へ通報 ・ 放送 ・ 初期消火

保育所が火元の場合

- ・ 非常放送を聞いたらすぐに近くの園児を集める。
- ・ ハンカチなどで鼻と口を押え、園児を屋外へ誘導する。
- ・ 窓・ドアを閉める。
- ・ 屋外の安全な場所でクラスごとに整列させる。
- ・ 乳児クラスの応援
- ・ 子どもが安心できるような言葉をかける。
- ・ 残留児の確認をする。

持ち出し品

出席簿・災害個表・笛

周辺が火災の場合

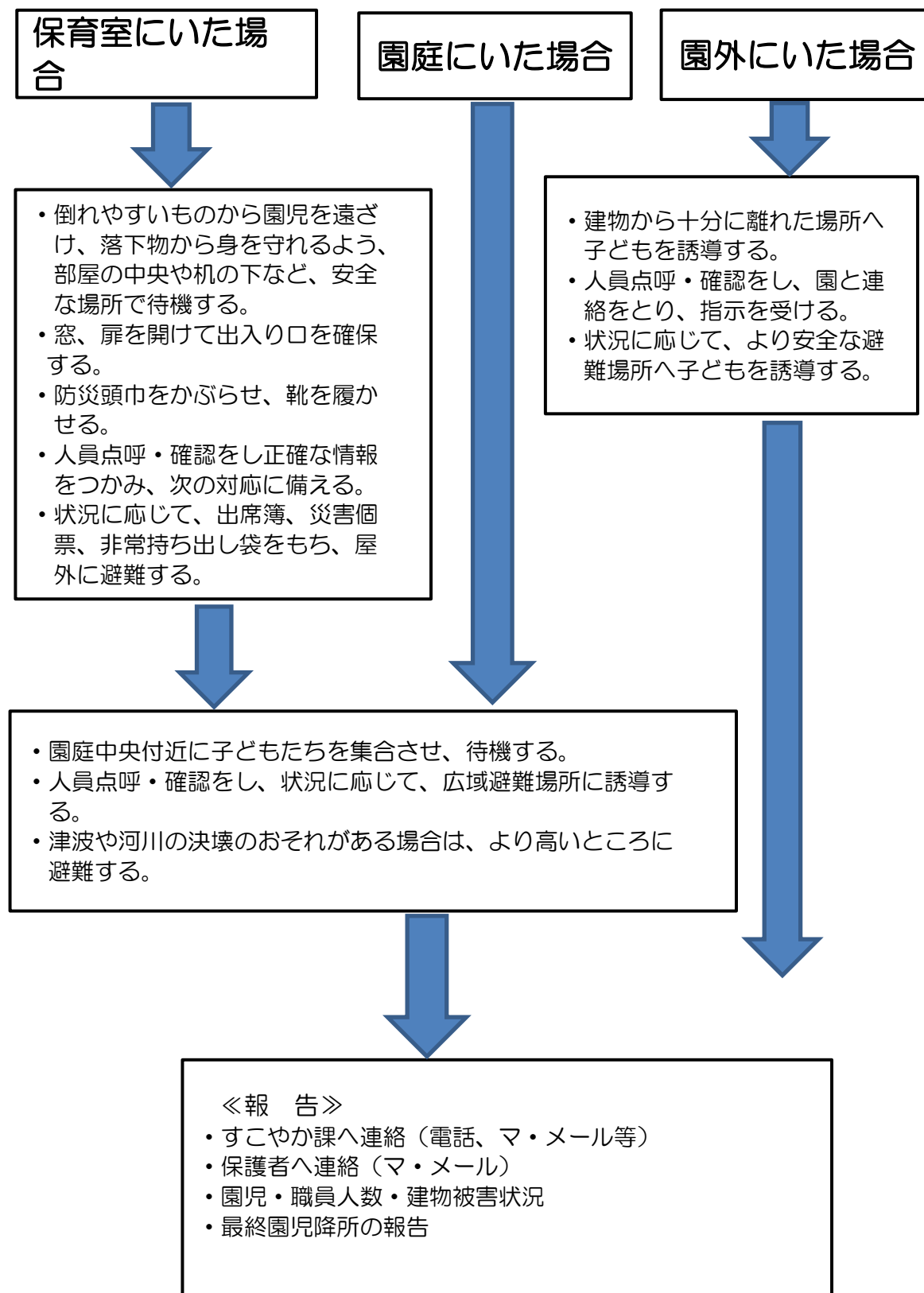
- ・ 地域の連絡先などと連絡をとり合って、正確な情報をつかむ。
- ・ 状況に応じて、子どもたちを安全な場所に集め、建物の外へ誘導する。
- ・ 風向き、火災の規模、周辺の危険な場所(工場・ガソリンスタンドなど)の有無を確認し、安全な場所に避難させる。

- ・ 人数確認
- ・ 安全確認

- ・ 安全な場所まで避難した後、すこやか課に連絡し指示を仰ぐ
- ・ すこやか課 → 保護者へ連絡する。(マ・メール等)

■災害時の対応《地震》

【地震発生】



■災害時の対応《風水害》

【風水害発生】

台風等接近前の確認及び準備

- ・植木、玩具、用具等飛ばされないようにする。
- ・園児たちが落ち着けるように配慮する。
- ・午睡時は窓から離して寝具の準備をする。
- ・懐中電灯の電池残量確認、携帯ラジオの準備をする。
- ・ラジオやテレビ、インターネット等で情報収集する。
- ・ハザードマップ・避難確保計画等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認する。

※台風等の接近により、被害が出ることも想定されるため、児童の安全を最優先させる観点から、登園はできるだけ控えるよう保護者に協力を呼びかけおく。

保育時間中に風雨が強まってきたら

- ・窓とカーテンを閉め、窓に近い場所には近づかない。
- ・安全な場所で保育を継続する。
- ・保育に必要な物資・災害備蓄品を確認する。

道路冠水（内水氾濫）が発生した場合

- ・保育所及び周辺状況について、マ・メールで保護者へ周知する。
- ・施設内まで浸水する危険性が高まった場合は、子どもたちを2階に移動させ、待機する。
- ・保育に必要な物資・災害備蓄品を2階に運ぶ。
- ・所長は施設周辺の状況把握に努め、施設内まで浸水がおよぶ場合は、すこやか課に報告する。

暴風警報が発令された場合

- ・子どもたちを施設内の安全な場所に誘導する。
- ・マ・メールで保護者に連絡を取り、速やかなお迎えを依頼する。
- ・安全に引き渡せる場所を検討し、確保する。

【警戒レベル3】高齢者等避難が発令された場合

- ・マ・メールで保護者に連絡を取り、今後の保育所の対応を報告するとともに、速やかなお迎えを依頼する。その際には必ず引渡し場所について案内する。
 - ・避難確保計画では、施設2階に分散避難と定めているため、原則として施設内に留まる。ただし、江戸川・利根川の水位上昇に伴う【警戒レベル3】高齢者等避難の情報が発令された場合は、速やかに指定避難所へ避難する。
 - ・指定避難所に避難する際には、事前に道路冠水及び暴風の状況等を把握する。施設周辺に道路冠水（内水氾濫）が発生している際には、引き続き施設内の安全を確保できる場所に留まるか、周辺の高い施設に避難するなど、命を守るための行動をとる。
- ※指定避難所（施設外）に避難する場合
- ①ブレーカーやガス水道の元栓を閉める。
 - ②ドアに避難場所を掲示しておく。
 - ③雨具を着て荷物は背負うものだけにし両手の自由を確保する。
 - ④靴は水が入ると歩きにくくなる長靴より、紐やしっかり足元を固定できる運動靴やトレッキングシューズを履く。

■災害時の対応《竜巻》

発達した積乱雲がある場合は、気象情報に留意し、テレビ、ラジオ、インターネットなどで情報を収集する。

【竜巻発生】

園外にいる場合は

- 早めに園舎内や頑丈な建物に避難する。
- 近くに頑丈な建物がない場合は身体を隠せる溝など低い場所で伏せる。
- 木の近くやプレハブの物置などは避ける。

保育所内にいる場合

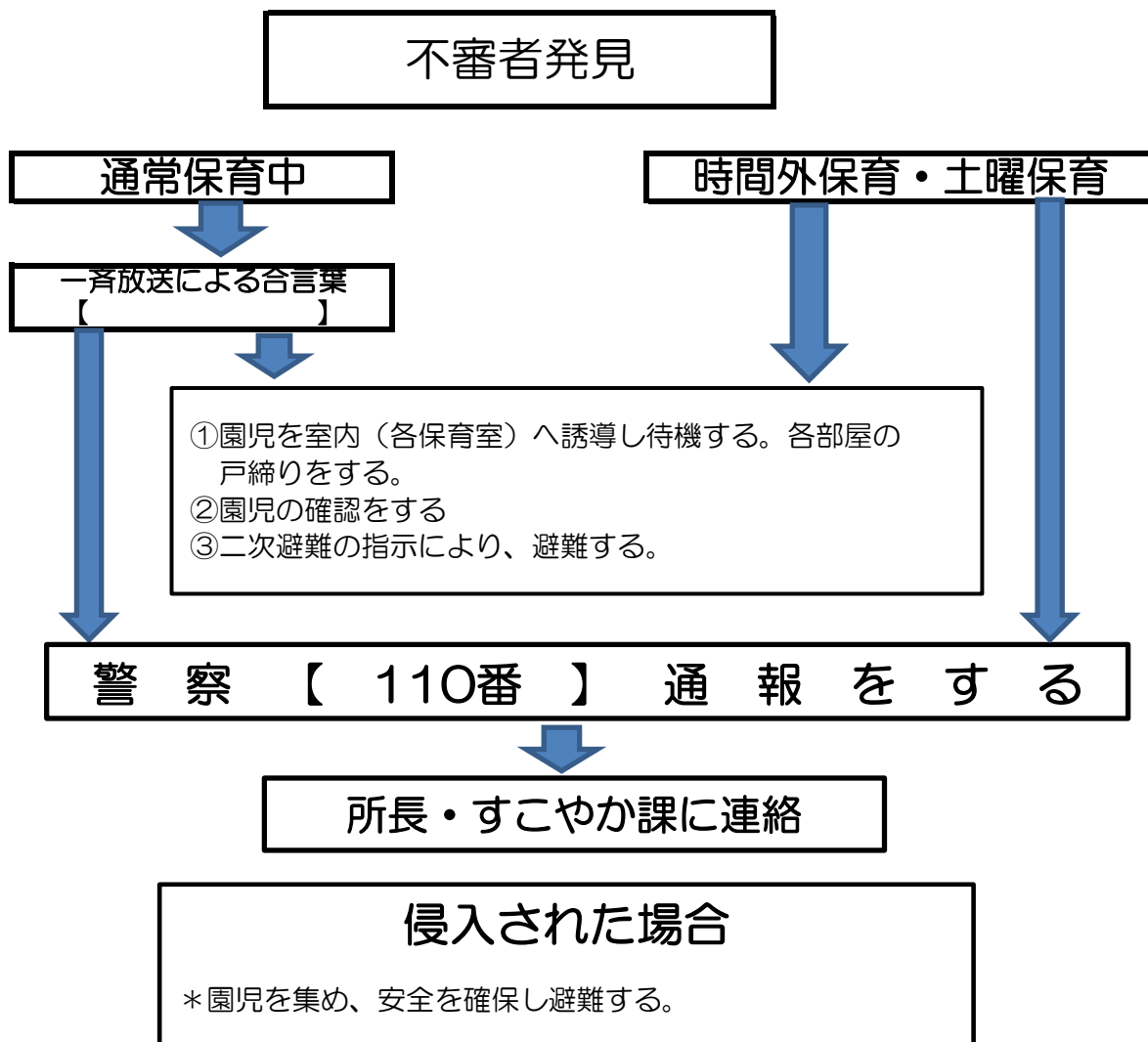
- 1階に移動して窓とカーテンを閉め、窓から離れた場所に待機する。
- 帽子や防災ずきんをかぶり、両腕で頭や首を守る。

発生後の確認

- 施設内外の被害状況を点検し、所長に報告をする。
- 所長は状況を把握し、すこやか課に報告する。
- 被害の無いところで保育をする。
- 状況をマ・メールで保護者へ周知する。

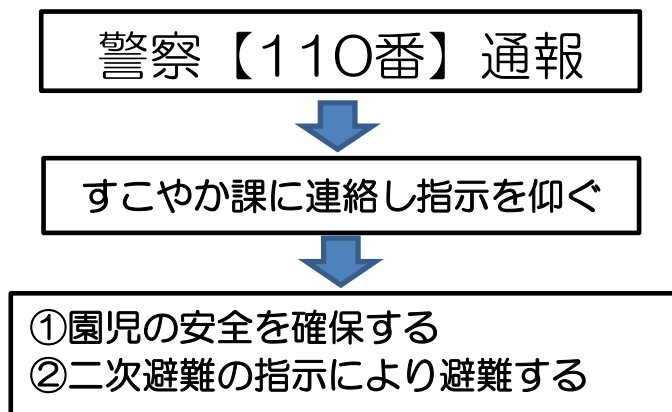
■災害時の対応《不審者発見・侵入》

【不審者発見・侵入】



■災害時の対応《不審物の発見》

【不審物の発見】



■保育の再開に向けて

被害状況の把握



- ①電話、メール、避難所を訪問するなどして職員や子どもの被害状況を確認し、一覧表に整理する。
(確認内容)
 - ・本人と家族の安否(負傷・死亡・不明)
 - ・住居の被害状況(全壊・半壊)
 - ・避難場所
 - ・連絡手段
 - ・出勤(登所)の可否(できない理由)
- ②専門家(県又は市の営繕担当など)に保育所設備の安全判定調査をしてもらう。
- ③通信手段、ライフライン(電気、ガス、水道)食材の入手先、交通機関の復旧状況を確認する。
- ④保育所の近くの道など、周りの安全を確認する。

再開に向けた対応



- ①被害状況をすこやか課に報告する。
- ②すこやか課が保育所(設備含む)の安全を確認し、使用できると判断した時は、保育所内の清掃、片付けをする。
- ③すこやか課の指示のもと、保育活動の再開計画を立て再開日を決める。

【協議・調整事項】

- ・保育室及び職員の確保、職員配置
- ・ライフライン、トイレ、保育用品の確保
- ・保育活動の工夫
- ・救助物資の受け入れ
- ・子どもたちの心のケア体制
- ・保育再開の日程

■こころのケア

子どもたちのケア ～カウンセラーなど専門家との連携～



①子どもたちの様子に変化（ストレス反応）がないか観察する。

【代表的なストレス反応】

- ・落ち着きがない
- ・食欲が出ない
- ・はしゃぐ
- ・集中力がない
- ・怒りっぽくなる
- ・自分を責めてしまう
- ・子どもがえりをする
- ・無気力になる

②ストレス反応が1か月以上続くようなら、保護者と話し合い、カウンセラーなど専門家に相談する。

③災害後の子どもたちの気持ちに配慮し支えとなる。

自分のケア



①こまめに休息をとり、休めるときはきちんと休む。

②十分な睡眠をとる。

③食事と水分を十分にとる。

④お酒の飲みすぎに注意する。

⑤心配や不安を感じたら上司や同僚と話し合い、自分の体験や感情を分かち合うようにする。

⑥一日一回はリラックスタイム（お茶、仮眠）をとれるように心掛ける。

■緊急時安否確認・情報源・連絡手段

災害用伝言ダイヤルとは、災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に開設される声の伝言板。

『171』をダイヤルし、音声ガイダンスに従って、伝言の録音、再生を行うことができる。NTTでは災害時以外にも毎月1日、15日と防災週間等に『災害時伝言ダイヤル』体験ができる様に『体験利用日』を設けているので、保護者の方と一緒に伝言の残し方や聞き方の訓練をしておくといよい。

【利用方法】

被災地の方
(伝言を録音する)

171-1-自宅の電話番号(市外局番から)

安否を確認したい方
(伝言を再生する)

171-2-安否を確認したい方の電話番号(市外局番から)

■災害用伝言板(web171など)

電話は繋がらないけど、インターネットなら使えるという時は『災害用ブロードバンド伝言板(web171)]を利用するとよい。ホームページアドレス(<https://www.web171.jp/top.php>)にアクセスし、電話番号を入力することで、伝言を登録・確認することができる。同様に、携帯電話各社においても災害用伝言板を開設している。携帯電話から災害用伝言板にアクセスし、コメントを入力し、伝言板に残すことができる。

(NTTドコモ) <http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi>
(KDDI) <http://dengon.ezweb.ne.jp/>
(ソフトバンク) <http://dengon.softbank.ne.jp/>

■連絡先

三郷市役所…953-1111 (代表)

すこやか課…930-7783 (庶務係)

930-7784 (保育係)

各保育所…上口(952-1604) 丹後(957-2552) 高州(955-0325)

さくら(958-0390) 彦成(957-3377) 早稲田(959-0911)

【保護者のみなさんへ】

災害時には保育所から各保護者へ「マ・メール」にてお子さんの安否情報をお知らせします。また、災害時において保育所へ電話がつかない場合は、保育所から送信された「マ・メール」を返信することで、各保護者の安否等を保育所へ知らせることができます。この場合、各保護者は必ずご自分とお子さんの氏名を忘れずに入力してご返信ください。